

大沼

おおぬま

北海道七飯町



①上空からの大沼



[登録番号] 2058

[登録年月日] 2012年7月3日

[面積] 1,236ha

[湿地のタイプ] EO: 永久的な淡水湖沼、Tp: 永久的淡水沼沢地・水たまり

[保護の制度] 国定公園特別地域

[国際登録基準] 1

湿地の概要

大沼は、北海道南西部の渡島半島の東側、駒ヶ岳(1,133m)の南麓の標高130mにある淡水湖で、現在も活動をつづける活火山の駒ヶ岳が、江戸時代初期の1640年に大噴火し、流出した溶岩で河川が堰き止められてできた。大沼、小沼、蓴菜沼の3つの湖からなり、面積はそれぞれ616、484、136haである。

西から宿野辺川、南から軍川などが流入し、東側の折戸川へと流下するが、通常は、貯水されて発電や農業用水に利用されるため、水位が調節されている。

水深は平均3~6m、最大で13mと浅く、

高原状台地にできたお皿のような湖である。

大沼と小沼の湖内には、「流山」と呼ばれる大小120あまりの小島が浮かび、その特異な景観がこの湿地を特徴づけている。流山は、噴火によって形成された溶岩塊や小さな丘の上部が湖面に頭をのぞかせた緑の小島で、駒ヶ岳のなだらかな山裾を背景に、湖水に浮かぶ流山は、日本庭園のような美しさである。電車の車窓や湖岸道路など、どこからでも山水画を見るようなこの風景こそ、大沼の最大の価値である。



②駒ヶ岳と大沼と流山



③羽を休める水鳥たち

湿地にかかわる動植物

1922年に北海道立公園、1958年に道で最初の国定公園に指定され、1952年には道指定鳥獣保護区となり、良好な自然が保全されてきたため、大沼と周辺の森には多くの野生鳥獣が生息するほか、本州と北海道をつなぐ渡り鳥の中継地にもなっている。

鳥類ではオオワシ、オオタカ、クマガラ、ウズラ、アカショウビンなどが確認されている。冬の大沼にはオオハクチョウが飛来し越冬している。また、大沼はオンドリの繁殖地にもなっている。

大沼は水深が浅く底が土質であるため

水草の生育に適しており、植物ではネムロコウホネ、ミクリ、タヌキモ、エゾノヒツジグサなどが見られる。

ヒグマやエゾシカ、キタキツネ、エゾタヌキ、エゾリス、エゾモモンガなどの哺乳類も多く見ることができる。昆虫ではダイコクコガネなど、多くの種が生息している。

保全・管理の取組

大沼は1995年に北海道湖沼環境保全基本指針に基づき、重点対策湖沼に指定されている。それにより、大沼に関わる各関係機関が集まり大沼環境保全対策協議会が設置され、1997年に大沼環境保全計画が策定された。計画は10年ごとに見直しを行い、2017年に第3期計画が策定された。

2012年にラムサール条約に登録された際に地域住民から受け皿となる団体が必

要という意見があり、大沼ラムサール協議会が設置され、大沼環境保全計画にウィズユースの視点を盛り込むことを提案した。地域の小中学生を対象に結成した「大沼ラムサール隊」では、地域への親しみが育まれるような体験活動を行っているほか、大沼を研究する研究者との連携のもと、研究活動の補助活動も行っている。

また、2022年に「七飯町大沼ネイチャーセンター」が開業した。



④大沼ラムサール隊活動



⑤研究機関と地域の連携活動



⑥地元高校の環境学習会

ウィズユースの取組

大沼・小沼には散策路があり、時間に合わせコースの設定が可能である。さらには、遊覧船に乗り湖上から大沼を楽しむこともできる。周辺は道路も整備され、レンタサイクルにて1時間程度で大沼湖畔を一周できる。専業沼は、大沼側ほど観光には利用されておらず、自然がよく保たれ、沼ではその名のとおり、寒天のようなヌルヌル、ツルツルした独特の食感をもつジュンサイが収穫される。大沼ではワカサギやカワエビなどが獲れ、佃煮や筏焼きな

どの物産として販売されている。また、大沼周辺では酪農が盛んで、ミルクやチーズの生産も行われている。

地元の小・中学生を対象とした大沼への愛着を育てる「大沼ラムサール隊」や地元の高校生による環境学習会なども行われている。

夏に開催される大沼湖水まつりでは灯籠流しが行われ、北海道では8月に行われることが多い七夕を7月に開催するなど文化の面でも本州と北海道を繋いでいる。

関連自治体

七飯町役場 ☎0138-65-2511

特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

ラムサール条約は、1971年2月2日にイランのラムサールという都市で開催された国際会議で採択された、湿地に関する条約です。正式名称は、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」といいますが、採択の地にちなみ、一般に「ラムサール条約」と呼ばれています。2023年2月末現在、世界で172カ国が加入しています(日本は、1980年に加入)。

ラムサール条約では、沼沢地、湿原、泥炭地または陸水域、および水深が6メートルを超えない海域などを、湿地と定義しています。その中には、湿原、湖沼、ダム湖、河川、ため池、湧水地、水田、遊水地、地下水系、塩性湿地、マングローブ林、干潟、藻場、サンゴ礁などが含まれます。湿地分類の詳細は、こちらを参照してください。 https://www.env.go.jp/nature/ramsar/conv/Wetland_Type.html

国際的に重要な湿地の選定基準

基準1: 特定の生物地理区内で、代表的、希少または固有の湿地タイプを含む湿地。

基準2: 絶滅のおそれのある種や群集を支えている湿地。

基準3: 特定の生物地理区における生物多様性の維持に重要な動植物を支えている湿地。

基準4: 動植物のライフサイクルの重要な段階を支えている湿地。または悪条件の期間中に動植物の避難場所となる湿地。

基準5: 定期的に2万羽以上の水鳥を支えている湿地。

基準6: 水鳥の1種または1亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

基準7: 固有な魚介類の亜種、種、科、魚介類の生活史の諸段階、種間相互作用、湿地の価値を代表するような個体群の相当な割合を支えており、それによって世界の生物多様性に貢献している湿地。

基準8: 魚介類の食物源、産卵場、稚魚の生育場として重要な湿地。あるいは湿地内外の漁業資源の重要な回遊経路となっている湿地。

基準9: 鳥類以外の湿地に依存する動物の種または亜種の個体群の個体数の1%以上を定期的に支えている湿地。

注)魚介類: 魚、エビ、カニ、貝類

大沼(おおぬま)

発行: 環境省自然環境局野生生物課 編集協力: 日本国際湿地保全連合 デザイン: 安部彩野デザイン事務所

写真提供: 七飯町(①②)、大沼ラムサール協議会(③~⑥)

この資料は、環境教育や非商業目的の利用を行う場合、出典を明らかにしていただければ、環境省の許可なくして全部あるいは一部を複製することができます。

参考のため、複写物を環境省までお送りいただければ幸いです。許可なくしての商業利用を禁止します。

2023.03